

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年10月30日
【会社名】	株式会社アイル
【英訳名】	I'LL INC
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 哲夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
【電話番号】	06(4798)1170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 戸田 泰裕
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
【電話番号】	06(4798)1170(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 戸田 泰裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年10月29日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年10月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
 期末配当に関する事項
 当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件
 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために定款の一部を変更する。加えて、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するために定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
 第2号議案の効力の発生を条件に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、岩本哲夫、尾崎幸司、土井正志、山本浩孝、戸田泰裕、岩本亮磨の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 第2号議案の効力の発生を条件に、監査等委員である取締役として、大黒仁士、高井正武、藤田隆大の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 第2号議案の効力の発生を条件に、補欠の監査等委員である取締役として、三田与志雄氏を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
 第2号議案の効力の発生を条件に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額250百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 第2号議案の効力の発生を条件に、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成の割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	44,666	89	0	(注)1	可決 99.80
第2号議案 定款一部変更の件	44,678	77	0	(注)2	可決 99.82
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
岩本 哲夫	44,656	99	0		可決 99.77
尾崎 幸司	44,658	97	0		可決 99.78
土井 正志	44,658	97	0	(注)3	可決 99.78
山本 浩孝	44,658	97	0		可決 99.78
戸田 泰裕	44,643	112	0		可決 99.74
岩本 亮磨	44,656	99	0		可決 99.77
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
大黒 仁士	44,677	78	0		可決 99.82
高井 正武	44,616	139	0	(注)3	可決 99.68
藤田 隆大	44,622	133	0		可決 99.70
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	44,589	166	0	(注)3	可決 99.62
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件	44,599	156	0	(注)1	可決 99.65
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	44,588	167	0	(注)1	可決 99.62

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上